

改正概要説明書

国名：ハンガリー

法令名：実用新案法

改正情報：2018年1月1日統合

改正概要：

1. 実用新案の保護対象の規定の整備

・改正前は、物品の審美的意匠と植物品種は保護対象としない旨を規定するのみだったが、改正後は、設備と機器のシステムは保護対象になりうる旨を明記し、化学製品や組成物は保護対象でない旨を追加した(第1条(2))。

2. 進歩性の判断基準の明確化

・技術水準が複数の出所による又は外国語の出所からなるという事実のみでは、進歩性を立証できない旨の規定を追加した(第3条(1))。

3. 職務発明等の規定内容の明確化

・職務考案及び従業者考案の場合の扱いについて特許法の規定を準用する旨を明確化した(第8条)。

4. 排他的実施権の実施行為の範囲の明確化

・実用新案権について排他的実施権の対象となる実施行為に、製造販売等目的のための製品の所持と輸入を包含する旨を明確化した(第12条)。

5. クレーム解釈についての規定の追加

・実用新案保護のクレーム解釈について、文言上の意味に限定してはならず、また解釈の単なる指針としてはならない旨の規定を追加した(第12条(2a))。

6. 実用新案に関する権利の利用に関する規定の削除

・改正前の、実用新案に関する権利の譲渡や質権設定、ライセンス許諾等による利用が可能である旨を規定した条文が廃止された(改正前第14条、第15条)。

7. 強制ライセンスについての準用規定の追加

・実用新案についての強制ライセンスの根拠条文として、特許法の規定を準用する旨の規定が追加された(第16条(2))。

8. 実用新案による保護の消滅の規定の整備

・実用新案出願に由来する特許出願又は特許出願の基となった実用新案の保護は、当該特許出願について特許が付与された場合に消滅する旨の条文が廃止された(改正前第21条(2))。

9. 実用新案の保護の放棄の取下げの効果の追加

・実用新案の保護を放棄した場合，その放棄を取下げることにはできない旨の規定を追加した(第 23 条(3))。

10. 実用新案の保護の取消に関する規定の追加

・実用新案の保護の取消事由として，権原のない者に保護が付与された場合を追加し(第 24 条(1)(d))，取消請求の拒絶が確定した場合は何人も同一事実に基づいて取消請求できない一事不再理の規定を追加した(第 24 条(3))。

11. 知的所有権庁の権限の追加

・ハンガリー知的所有権庁の権限として実用新案の保護に係る公告を追加した(第 26 条(g))。

12. 特許法の手続規定の準用の可否の明記

・実用新案保護に関する手続のうち，期限，期限の延長及び回数，出願公開等については特許法の規定を準用しない旨を明記した(第 28 条(1))。

・手数料については特許法の規定を準用する旨規定した(第 28 条(2))。

13. 特許と実用新案の出願が併存した場合の処理の規定の追加

・特許と実用新案の保護が併存した場合，一方の取消手続の最終決定による取消範囲は他方の有効性の手続について知的所有権庁を拘束する旨の規定を追加した(第 28 条(3))。

14. 出願書類の閲覧の規定の追加

・実用新案保護の付与の決定が確定した後の実用新案出願の書類が閲覧できる旨及び何人もその写しを入手できる旨の規定を追加した(第 28 条(4))。

15. 実用新案出願の方式要件の追加整備

・実用新案出願の方式要件について，必要書類，出願手数料の納付期限，外国語の出願の場合の翻訳文提出期限，出願取下期限の規定を追加して内容を整備した(第 28 条(2)-(6))。

16. 実用新案出願の審査についての規定の追加

・出願日認定要件を追加した(第 29/A 条)。

・実用新案出願の手続的要件の審査の規定を追加した(第 33/A 条)。

・実用新案出願の要件を満たさない場合の手続と不備が解消しない場合の効果の規定を追加した(第 33/B 条)。

・手続的要件を具備する場合に方式要件を審査する旨の規定を設けた(第 34 条)。

・優先権主張があった場合の適法性及び補正が新規事項追加に該当しないことについて

審査する旨の規定を整備，追加した(第 35 条(f)(g))。

- ・ 審査の結果，拒絶理由があった場合の出願人への通知，期限内に応答がなかった場合は出願がみなし取下となる効果，保護の付与について規定した(第 36 条(1)-(5))。
- ・ 審査について特許法を準用する旨の規定を追加した(第 36/A 条(1)-(5))。
- ・ 知的所有権庁は出願人の請求により実用新案の保護可能性についての意見書を作成する旨の規定を新設した(第 36/B 条)。

17. 知的所有権庁の決定の再審理の規定の整備

- ・ 憲法裁判所の決定に基づいて再審理を請求する場合の請求期限に関する規定を廃止した(第 37 条(8))。
- ・ 訴訟に関する規則の準用規定を変更し，再審理請求について示されるデータを具体的に規定した(第 37 条(11))。

18. 実用新案訴訟の規定の整備

- ・ 実用新案訴訟について，特許訴訟に関する規定の準用の例外を定めた(第 38 条(2))。

19. 行政手続関連法令の適用の規定の新設

- ・ 行政手続関連法令は，その施行後に開始した再審理に適用する旨の規定を新設した(第 40 条(2))。

改正内容：

・ 第 1 条

保護対象が明確化された。

・ 第 3 条

進歩性要件が明確化された。

・ 第 8 条

職務発明に関し明確化された。

・ 第 12 条

実施権に関し明確化された。

・ 第 13 条

(2a) は新設項である。

・ 第 14 条，第 15 条

廃止された。

・ 第 16 条

(2) において，強制ライセンスに関して特許法準用が明確化された。

・第21条

(2)が廃止された。

・第23条

(3)は新設項である。

・第24条

(1)(d)及び(3)は新設項である。

・第26条

(g)は新設項である。

・第28条

(1)において、準用する特許法の例外が明確化された。

(2)-(4)は新設項である。

・第29条

(2)-(6)は新設項である。

・第29/A条, 第33/A条, 第33/B条, 第36/A条, 第36/B条, 第40条
新設条文である。

・第34条

方式審査に関し明確化された。

・第35条

実体審査に関し明確化された。

・第36条

審査の手続きに関し明確化された。

・第37条

(8)は廃止された。

(11)-(11b)において再審理に関して明確化された。

・第38条

訴訟に関し明確化された。